

# 渋谷マークシティ 広告掲出基準

## 広告掲出の基本概念

### 1. 基本要項

- ① 広告は、生活者(購入者、利用者、一般大衆等)に対する情報の提供である。
- ② 情報は、適切かつ節度をもって提供しなければならない。
- ③ 不特定多数が、利用するスペースに掲出する広告として、それにふさわしい品位をもったものでなければならない。

### 2. 消費者保護の観点から

- ① 広告を見て行動する消費者に対して適切な表現か。
- ② 消費者に不利益になることはないか。
- ③ 誇大な表現、故意に誤解をさせる表示はないか。
- ④ 商品・サービス内容・掲出企業が、社会的に適切か。

### 3. 青少年保護の観点から

- ① 暴力団や殺人その他反社会的な事柄を容認・助長する表現はないか。
- ② 性について露骨、卑猥な表現はないか。

### 4. 公共の複合施設として

- ① 特定の政治宣伝、宗教宣伝を主目的としていないか。
- ② 人権侵害、名誉毀損の恐れはないか。

### 5. 公正競争規約に照合して

- ① 薬品、不動産その他各種の公正競争規約に抵触しないか。

### 6. 各種法律に照合して

- ① 医薬法、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法等に違反していないか。
- ② 法律で認められていない商品やサービスでないか。

### 7. その他社会的に適切かどうか

- ① 暴力や投機をあおる恐れはないか。
- ② 社会不安や不快な念をもたらさないか。

### 8. その他の掲出制限

広告主の行為が社会問題となり、新聞等に報道された場合、または広告主と、反社会的勢力との関連が判明した場合には、当該広告主の広告は掲出しない。また掲出期間中であっても、これを打切ることがある。

※その他渋谷マークシティが不適切と判断した広告主・広告は掲出しない。

※渋谷マークシティ施設内の改良工事などにより、急拠販売中止となる場合がございます。

株式会社 渋谷マークシティ

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-12-1

TEL 03-3780-6503 FAX 03-3780-6504

<http://www.s-markcity.co.jp/>



お問い合わせ・お申込は

※広告料金に消費税は含まれておりません。 ※広告料金および資料は2010年4月1日現在のものです。  
※各媒体の当て込み画像はイメージです。



環境に配慮した植物性大豆インキを使用しています。